



令和5年6月29日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

カンボジアにおけるJTrust Asia Pte.Ltd.による GL Finance PLC.及びGroup Lease Holdings Pte.Ltd.に対する 損害賠償請求の判決について

JTrust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) が当社持分法適用関連会社である GL Finance PLC. (以下、GLF) 及び Group Lease Holdings Pte.Ltd. (以下、GLH) に対して、カンボジアの裁判所において損害賠償請求を提起していましたが、当該損害賠償請求の判決が下されたとの連絡を当社は 2023 年 6 月 28 日に受けましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

JTAとの訴訟は主にシンガポールとタイにおいて会社更生申立て並びに損害賠償請求の申立てがされておりましたが、同様の訴訟が、カンボジアにおいてもJTAは同様の主張を行い損害賠償請求が提起されており、今般、Group Lease PCL (以下、GL) は2023年6月9日にカンボジアの代理人弁護士からカンボジアでの訴訟が終結したとの報告を受けておりましたものの、当該訴訟の担当をしていたGL取締役の異動で業務の引継ぎができておらず、適時開示に必要な概要の把握に時間を要したことからご報告が遅れる結果となりました。本件につきましては誠に申し訳ございませんでした。当社は、2023年6月28日に、提訴時点では当該訴訟が「子会社等における訴訟の提起又は判決等」の開示基準に該当していたことを確認いたしましたので、改めまして本件訴訟の概要について以下に時系列に記載いたします。

- ① 2019年11月8日にJTAはプノンペン第1審裁判所に、当社連結子会社であったGLF及びGLHに対して、GLFとGLHの詐欺・不法行為により2億1千万USドル(日本円で約302億円)及び5億2720万タイバーツ(日本円で約21億円)の損害が生じたという理由で、GLFとGLHの資産の差し押さえを求める保全救済申立てを行いました。当該申立ては、GLHとGLFが不参加の状態で行われたものですが、GLHとGLFの反論により、GLHがGLFの株式を保有している状態を維持するという内容に2023年1月16日に縮減されております。
- ② 2020年10月27日にJTAは、GLF及びGLHに対して、GLFとGLHの詐欺・不法行為により損失が生じたという理由で、2億29百万USドル(日本円で329億円)の損害賠償請求を提訴しました。(訴訟1657号) 当該訴訟の目的の金額は、それぞれ、JTAとGLが締結した投資契約の金額と、JTAがタイのフリーマーケットでGLの新株予約権を購入した代金となります。

- ③ 2021年9月17日にGLF及びGLHは、プノンペン第1裁判所に対し、上記訴訟1657号の棄却を求めて提訴しましたが、2022年6月24日にプノンペン第1審裁判所は、GLF及びGLHの請求を棄却しました。（命令274）
- ④ 命令274の決定については、カンボジアの訴訟の手続き法を鑑みても不備がありましたので、2022年7月1日にGLF及びGLHは命令274を不服として、プノンペン控訴裁判所に控訴をしました。
- ⑤ 2023年4月26日にプノンペン控訴裁判所は、主にa. GLHはシンガポールの企業であるから管轄外であること、b. GLFにはJTAに対して何ら法的義務はなく、JTAが主張するGLHとGLFの共謀の根拠は何もないことを理由に、GLF及びGLHの主張が全面的に認められ、上記プノンペン第1審裁判所の命令274並びにJTAが提起した損害賠償請求（訴訟1657号）についてはプノンペン控訴裁判所において却下されました。
カンボジアでの法的手続きにおきましては、さらなる上級裁判所への上告は認められておりませんので、本件訴訟については完全に終結することとなりました。

2. 訴訟を提起した相手側の概要

(1) 名称

JTrust Asia Pte. Ltd.

(2) 所在地

シンガポール共和国

(3) 代表者の役職・氏名

代表取締役社長 藤澤信義

3. 判決の内容及び損害賠償金額

(1) 訴えの内容

GLF及びGLHに対し、JTAが2億29百万U S ドル（日本円約329億円）の損害賠償を請求したものであります。

(2) 訴訟の目的の価額

2億29百万U S ドル（日本円で約329億円）

(3) 判決の内容

2億29百万U S ドルの損害賠償請求は却下され、裁判費用についてはJTAが負担する命令が下されました。

4. 今後の見通し

このたびの訴訟結果につきましては、JTAが根拠のない濫訴を行っていることが証明されたと考えており、タイで行っているJTAに対する損害賠償請求（91億3000万タイバーツ（日本円で約372億円）についても当社グループに有利な方向で進むものと考えております。

なお、カンボジアの代理人弁護士からは、本件訴訟の報告と合わせて、JTAがGLの元取締役である此下益司氏を詐欺その他の犯罪で刑事告訴していた件も、プノンペン第一審裁判所、プノンペン控訴裁判所でも却下され、2023年5月10日にはカンボジア裁判所でも控訴裁判所までの判断が支持され、此下益司氏は何ら法を犯す行為はしていないことが認められたとの報告を受けております。今後も、一つ一つ粛々と対応を進め、企業価値の回復・向上に最善を尽くし

てまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以 上